

日本放送協会 理事会議事録

(平成26年 3月26日開催分)

平成26年 4月11日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成26年 3月26日(水) 午前10時00分～11時10分

<出席者>

梶井会長、堂元副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、
木田理事、久保田技師長、板野理事、上滝理事、福井理事、下川理事、
森永理事

上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

梶井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1210回経営委員会付議事項について
- (2) 平成26年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請について
- (3) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (4) 放送受信規約取扱細則の一部変更について
- (5) 中央放送番組審議会委員の委嘱について
- (6) 協会国際衛星放送の実施について

- (7) 平成26年度国際放送等実施要請への回答について
- (8) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について

2 報告事項

- (1) 契約・収納活動の状況（平成26年2月末）
- (2) 平成26年度内部監査計画について
- (3) 平成26年度関連団体の事業計画について
- (4) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (5) 放送技術審議会委員の委嘱と任期途中の退任について

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1210回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

本日開催の第1210回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「平成26年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請について」、「協会国際衛星放送の実施について」、「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」、および「中央放送番組審議会委員の委嘱について」です。また、報告事項として「平成26年度国際放送等実施要請への回答について」、「契約・収納活動の状況（平成26年2月末）」、および「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。さらに、その他の事項として「放送法の一部を改正する法律案について」です。

(会 長) 原案どおり決定します。

- (2) 平成26年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請について

(経理局)

平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「本予算」）が

事業年度開始の日までに国会の承認を得ることができない場合に備え、平成26年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「暫定予算」）を策定し、経営委員会の議決を得ておきたいと思っております。

暫定予算は、本予算承認までの間、経常的な事業運営に支障を来さないよう、放送法第71条第1項の規定に基づき総務大臣に認可申請を行うもので、本予算の国会承認を解除条件とし、本予算が予定どおり国会で承認されれば効力を失うものとしめます。

本件が了承されれば、本日開催の第1210回経営委員会に諮ります。

（会 長） 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

（3）日本放送協会放送受信規約の一部変更について

（営業局）

NHKの平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「本予算」）が事業年度開始の日までに国会の承認を得られなかった場合、1月14日の理事会および同日の第1205回経営委員会で決定し、2月19日に総務大臣の認可を得た日本放送協会放送受信規約の一部変更のうち、放送受信料額の改定に関する変更について、認可の条件を満たさないため、平成26年4月1日を施行期日とすることができなくなります。このため、本規約の付則について、施行期日を本予算の国会承認の期日に応じた内容に修正するとともに、料額改定時の特例を規定し、あらためて総務大臣に認可申請したいので、審議をお願いします。

なお、本議案は、年度内に本予算が国会の承認を得られれば失効します。

本件が了承されれば、本日開催の第1210回経営委員会に諮ります。

（会 長） 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

（4）放送受信規約取扱細則の一部変更について

（営業局）

日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）の一部変更に伴う、放送受信規約取扱細則の一部変更について、審議をお願いします。

変更の内容については、第8条の9として、書面に代わる放送受信料

口座振替利用届等の提出方法を定める項目を新設します。また、普通契約または衛星普通契約に関する経過措置が、平成25年3月31日で終了したことに伴い、この措置の取り扱いについての規定を削除します。さらに、放送受信料額の改定に伴い、別表に掲げる半額免除該当者等の放送受信料額についても改定します。

本変更は、平成26年4月1日から施行します。ただし、NHKの平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「本予算」）が事業年度開始の日までに国会の承認を得られなかった場合、受信料額の改定に関する受信規約の変更が施行できないため、別表の変更については、受信規約と同様に本予算の国会承認の期日に応じた施行期日とします。

（会 長） 原案どおり決定します。

（5）中央放送番組審議会委員の委嘱について

（木田理事）

中央放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

大日向雅美氏（恵泉女学園大学大学院 教授）と、鎌田實氏（諏訪中央病院 名誉院長）に、平成26年4月1日付で新規委嘱したいと思います。

なお、福井俊彦氏（元 日本銀行総裁）は、任期満了により平成26年4月8日付で退任されます。

本件が了承されれば、本日開催の第1210回経営委員会に諮ります。

（会 長） 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

（6）協会国際衛星放送の実施について

（国際放送局）

英語による情報の海外向け発信を強化し、外国人視聴者の日本に対する理解を一層促進するため、放送法第20条第1項第5号に基づき、外国人向けの国際放送「NHKワールドTV」と「NHKワールド・ラジオ日本」の衛星による受信環境の整備を実施していますが、このたび、平成25年度に整備を終了した地域の報告と、26年度の計画についてまとめましたので、審議をお願いします。

まず、25年3月26日開催の第1186回経営委員会、および12

月24日開催の第1204回経営委員会の議決に基づき、25年度に「NHKワールドTV」の受信環境を整備した地域について報告します。オーストラリアでは25年9月11日に、タイ、インドネシア、台湾では26年1月1日に放送を開始しています。なお、第1186回経営委員会で議決を得たアフリカ東部については、別の衛星でカバーされることになったため、契約は行いませんでした。さらに、第1204回経営委員会で議決を得たナイジェリアについては、相手先事業者の事業立ち上げが遅れており、契約に至っていませんが、交渉を継続しています。

また、「NHKワールド・ラジオ日本」については、極東ロシア、アジア大陸、東南アジア、南西アジアに向けて、25年3月31日に衛星を用いた放送を開始しました。

次に、26年度の実施計画についての説明です。

26年度に「NHKワールドTV」の受信環境の整備を計画する地域は、ナイジェリアです。現在、交渉を継続している事業者とは別の新規事業者からの要望に基づき、上半期中に放送を開始したいと考えています。

本件が了承されれば、本日開催の第1210回経営委員会において議決を得たうえで、衛星の借り上げなどに向けた具体的な交渉に入りたいと思います。交渉結果の詳細については、交渉が不成立となった場合も含め、あらためて理事会および経営委員会に報告します。なお、交渉が成立した場合は、放送法第25条に基づき、遅滞なく総務大臣に届け出を行います。

(会 長) オーストラリア、タイ、インドネシア、台湾は、日本の放送をよく視聴してくれそうな国々だと思しますので、視聴可能世帯を増やしていくことが重要ではないかと思えます。

(国際放送局) 例えばインドネシアについては、25年度は小規模な事業者からの要望を受けて受信環境整備を行い、1万世帯の視聴可能世帯を増やしました。加えて、これまで一番大きな衛星サービスとも契約していますので、累計では360万を超える世帯で視聴可能となっています。

(会 長) 他の地域の状況も同様でしょうか。

(国際放送局) はい。各国とも大規模な放送事業者に対してはNHK側から積極的に契約を進めており、小規模な放送事業者については、要望を受けて対応しています。

(会 長) 原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(7) 平成26年度国際放送等実施要請への回答について

(森永理事)

平成26年度国際放送等実施要請への回答について、審議をお願いします。

平成26年度のラジオ国際放送とテレビ国際放送の実施要請について、3月14日、総務大臣から会長に通知がありました。この通知により、NHKは要請への諾否を検討のうえ、検討結果を4月1日付で文書回答するよう求められています。

ラジオについての要請の内容は、25年度と変わりません。テレビについては、25年度当初の要請内容の「その他必要な事項」について、26年2月に、政府の補正予算に伴い、周知広報の実施、認知度の向上、認知度調査の実施、32(2020)年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みの推進等の文言を加える形で変更されましたが、26年度は、その変更後の要請内容が引き継がれています。

これまでNHKは、放送法に基づく要請があれば、その重みを受け止めて、趣旨内容に応じて判断し、仮に要請がNHKの番組編集の自由に抵触する恐れがある場合には、要請に応じないこともあるという姿勢をとってきました。

今回の要請においては、ラジオとテレビに共通する放送事項は、放送法に示されている一般的な放送事項であり、これらに応じることとしても、NHKの国際放送の信頼性、客観性が損なわれる恐れはなく、支障はないものと判断されます。また、ラジオについての放送事項には、これまでと同様に「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること」が含まれていますが、拉致問題については、NHKは、報道機関として自主的な編集判断を行ったうえで、一貫して必要な国際放送を適宜適切に実施してきましたので、今回の要請に応じても、番組編集の自由が確保していけるものと考えます。

以上の見地から、「平成26年度におけるラジオ国際放送およびテレ

び国際放送の実施要請については、応諾します」と回答したいと思いません。

なお、一般的に言えば、個別具体的な要請は、NHKの国際放送の信頼性、客観性に疑念を抱かせる恐れがあります。放送法においても、総務大臣は要請を行うにあたって、NHKの番組編集の自由に配慮しなければならないと定めています。このため、今後も、個別具体的な要請があった場合は、その諾否について原則に立って判断することにします。

本件が決定されれば、本日開催の第1210回経営委員会に報告するとともに、4月1日に総務大臣に回答書を提出します。

(会 長) 原案どおり決定します。

(8) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について

(久保田技師長)

特定失踪者問題調査会の行う北朝鮮拉致被害者向け短波送信「しおかぜ」のために、KDDIが所有しNHKが包括的使用権を有する八俣送信所の送信設備等の使用を、同調査会に認めてきました。平成26年度前期も引き続き使用を認めることとしたいので、審議をお願いします。

送信設備等を「しおかぜ」に使用させることについては、NHK、KDDI、同調査会の3者の合意に基づき、平成19年3月26日から26年3月30日までの7年間にわたり、半年ごとに期間を延長することによって、これを認めてきました。このほど、同調査会からあらためて、送信設備等の使用期間を延長させてほしいとの申し出がありました。これについては、NHKの業務に支障はなく、費用負担等も生じないことが確認されたことから、人道上の見地により可能な範囲での協力として、これまでと同様に、26年10月26日まで使用を認めたいと思います。

これまで同様、万一、NHKの業務に支障が生じたときは、3者で締結した確認書に基づき、NHKはいつでも「しおかぜ」の送信停止を求めることができます。これを担保するための覚書を、あらためて3者で締結することとします。

(会 長) 原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 契約・収納活動の状況（平成26年2月末）

(営業局)

平成26年2月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、2月の収納額は496.6億円で、前年同時期を9.7億円上回りました。年間累計では、5,699.5億円となり、前年同時期より56.2億円の減収となっています。

2月の前年度分回収額実績は1.4億円で、前年同時期と同水準となりましたが、年間累計は56.5億円と前年同時期を0.1億円下回っています。2月の前々年度以前分回収額実績は2.4億円で、前年同時期と同水準となりましたが、年間累計は35.0億円と前年同時期を5.0億円上回っています。

受信契約総数の増加状況について、2月は、取次が22.1万件と前年同時期を1.0万件上回った一方、減少も21.4万件と前年同時期を0.5万件上回ったため、増加数は前年同時期を0.5万件上回る0.7万件となりました。年間累計増加数は55.5万件となり、前年同時期を6.8万件上回っています。

衛星契約数増加については、2月は、取次が13.5万件と前年同時期を1.0万件上回った一方、減少も8.3万件と前年同時期を1.0万件上回ったため、増加数は前年同時期と同水準の5.2万件となりました。年間累計増加数は77.6万件となり、前年同時期を0.1万件下回りました。

以上の内容は、本日開催の第1210回経営委員会に報告します。

(2) 平成26年度内部監査計画について

(内部監査室)

平成26年度の内部監査計画について、報告します。

26年度の監査は、「平成24～26年度中期内部監査計画」および内部監査室によるリスクアセスメント結果を踏まえ、高リスク分野に重点を置くとともに、関連団体調査を強化して実施します。

定期監査については、本部各部局、地域拠点局、域内放送局、放送局以外の営業拠点、海外総支局、システム監査を実施します。監査の視点

としては、25年度の内部監査の結果、および不祥事再発抑止の視点から、リスクの高い項目を重点的に点検します。また、受信料収入の確保と効率的な事業運営についても、業務プロセスの監査を通じて点検します。あわせて、内部管理部門との連携強化を継続します。

また、不定期監査については、各部局の監査では完結しえないものについて、随時、項目・テーマを選定して実施するほか、監査を通じて指摘した事項の改善状況などについて、必要に応じて監査します。

その他、会長からの特命に基づいて実施する特命監査、監査委員会の定めるところに従って実施する監査委員会指示監査が制度的に用意されています。関連団体調査については、関連団体の事業がNHKグループの一員として適切に行われることを目的として、関連団体運営基準第18条に基づいて実施するもので、26年度は、不祥事を抑止するルールが適切に整備・運用されているかを重点的に点検します。

監査実施のスケジュールについて、定期監査は、26年度は本部各部局・地域各放送局とも、通年で実施します。また、海外総支局監査・関連団体調査は適宜実施し、不定期監査は随時実施します。

監査結果については、報告書を作成し、会長、監査委員会に報告するなど、情報の共有化を図ります。

国際基準にのっとり監査品質等の外部評価を行い、その結果を会長、監査委員会等に報告するとともに、次期中期監査計画の策定に反映させます。さらに、必要に応じ、放送法に定められた会計監査人との情報交換を行い、外部監査法人等の専門能力を活用します。

(3) 平成26年度関連団体の事業計画について

(関連事業局)

関連団体運営基準第15条に基づき、平成26年度関連団体の事業計画について報告します。

まず、子会社13社については、26年度の売上高の単純合計は2,472億円で、25年度の決算見込みに比べて52億円の減収となる計画です。これは、スカイツリーへの送信機能移転に伴う受信対策業務が終了したことが主な要因です。25年度見込みから受信対策業務の契約分101億円を除くと、売上は48億円の増収となります。番組制作委託の増、大型イベント、外部の工事受注などにより、減収分を上回る計画

となっています。当期純利益の単純合計は48億円で、5億円の減益となる計画です。増益・減益が6社ずつで、組織の再編や業務の効率化など、厳しい経営環境下で利益確保に努めているものの、制作コストの増や市場の変化に対応するための先行投資などにより、全体では減益の計画となっています。

関連会社のうち、放送衛星システムは、放送事業者の撤退リスクを固く見込み、大幅な減収減益の計画ですが、撤退が無ければ25年度並みとなります。

関連公益法人については、NHKサービスセンター、NHKインターナショナル、NHKエンジニアリングシステム、NHK放送研修センターの4団体は、ほぼ収支相償の計画となっています。一方、日本放送協会学園（NHK学園）、NHK交響楽団、NHK厚生文化事業団の3団体は、赤字の計画となっています。

日本放送協会健康保険組合（健保組合）については、一般勘定は収支均衡となっていますが、事業収入に別途積立金からの繰入金を含んでおり、実質は赤字予算になっています。

最後に、日本放送協会共済会については、一般会計で、一般正味財産を取り崩し、NHK交付金を抑える計画です。

（上滝理事） 関連会社の事業計画で、放送衛星システムは、放送事業者の撤退リスクを固く見込むということですが、撤退リスクとは具体的にどのようなものですか。

（関連事業局） BS放送では、民放各社が放送衛星システムの衛星を使って放送していますので、その収入が入り、利益が出る見込みです。しかし、民放がなんらかの理由で放送をやめるといったマイナスが生じる可能性を撤退リスクと呼んで、事業計画に盛り込んでいます。

（上滝理事） NHK学園は、これまで収支改善に向けたテコ入れを続け、給与の見直しも含めた支出削減等に取り組んでいますが、今後、この方向で改善が見込めるとみていますか。

（関連事業局） NHK学園の財政立て直し計画は、26年度が2年目となります。1年目で、基金の取り崩しも含めた大

幅な改善が行われ、26年度も引続きこの努力を継続していきます。ただし、一般向けの生涯学習部門は、生徒数の減少などもあって非常に厳しい状況にあり、当初の計画から遅れが生じています。高等学校部門に要員と経費をシフトするなど計画を見直すことで、27年度の黒字化につなげる計画となっています。

(福井理事) 健保組合は赤字構造が続いており、26年度の事業計画では事業収入に別途積立金27億円を含むということですが、今後、料率改定の検討が必要になってくると思います。

(会 長) 先日、NHK学園の卒業証書授与式に出席しましたが、年配の方から高校生くらいの方まで幅広い年代の生徒がいらして、大変真剣な雰囲気を感じました。収支について厳しく見ていくことも大事ですが、非常にNHKらしい意義ある事業だと思いますので、ぜひいろいろな角度から見てほしいと思います。

(関連事業局) 高等学校で学ぶ生徒には真剣な方が多く、それがNHK学園の特色にもなっています。NHK学園としても高校部門を重視しており、放送で学ぶという特色を生かしたカリキュラムにするなど、内容を一層充実させ、生徒募集を強化したいと計画しています。一方、かつては経営面で支えとなってきた生涯教育部門は、現在は逆に負担となる面も出てきていますので、縮小して高校部門に経営資源をシフトするよう検討しています。

(会 長) 子会社については、年々、利益が下降気味となっています。その中であってNHKとの取引率が5・6割に上っており、今後、その会社が何のために存在しているのかを改めて考える必要があると思います。子会社の数が適正であるかといったことも含め、よく検証してほしいと思います。

(関連事業局) ご指摘の点については、今後も厳しく見ていきたいと思っています。一方、存在意義という点については、

経費面で言うと、例えば子会社で番組制作を行うことで、本体での制作に比べて経費を抑えることができおり、公共放送としてのサービスの充実につながっています。

(会 長) 子会社の人件費についても、あわせてよく分析してみてください。

(塚田専務理事) これまで、全体最適の取り組みとして、NHK内の体制の見直しを行ってきましたが、今後は、関連団体を含めたNHKグループ全体について検討していかなければならないと思っています。NHKからの委託と自主事業とをどう整理し、要員全体をどう見ていくのかということが、大きな課題だと思います。その中で、各会社が果たしている役割をもう一度整理し、透明性を確保する中で、委託事業については、効率的に行われていることをきちんと説明できるようにする必要があります。また、自主事業については、株式会社の責任として今後どのように進めていくのか検討し、全体整理を行うことが必要であると捉えています。

(会 長) 検討をよろしくお願いします。

(4) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(木田理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

近畿地方で吉岡幸雄氏（染織史家）に、中部地方で田中章義氏（歌人、作家）に、平成26年4月1日付で再委嘱します。

なお、九州・沖縄地方の松原孝俊氏（九州大学 教授・韓国研究センター長）は、任期満了により平成26年3月31日付で退任されます。

本件は、本日開催の第1210回経営委員会に報告します。

(5) 放送技術審議会委員の委嘱と任期途中の退任について

(久保田技師長)

放送技術審議会委員の委嘱と退任について、報告します。

土屋定之氏（文部科学省 文部科学審議官）と、松井房樹氏（一般社団法人 電波産業会 専務理事、事務局長）に、平成26年4月1日付で新規委嘱します。

また、笹瀬巖氏（慶応義塾大学理工学部情報工学科 教授）、佐藤誠氏（東京工業大学精密工学研究所 教授）、関根千佳氏（同志社大学 教授、株式会社 ユーディット 会長）、および長谷山美紀氏（北海道大学大学院情報科学研究科 教授）に、いずれも同日付で再委嘱します。

藤木完治氏（前 文部科学省 文部科学審議官）は、本人の申し出により、任期途中の平成26年1月17日付で退任されました。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成26年 4月 8日

会 長 靱 井 勝 人